

令和5年度

主要事務事業

都市整備常任委員会

令和5年度 主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課・都市整備領域各部 目次

ページ

基本計画重点政策	事業名	各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・ 烏山総合支所駅周辺整備担当課						都市整備 政策部	防災街づくり 担当部	みどり33 推進担当部	道路・ 交通計画部	土木部
		共通	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山					
高齢者・障害者等の在宅生活を支え、 孤立させないための 地域包括ケアシステムと住まい	空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営							21				
	マンションの適正な管理・運営への支援							22				
	住まいの確保と居住支援							22				
	公的住宅維持運営							24				
	公的住宅改修工事							24				
安全で災害に強いまちづくり	木造住宅密集地域の解消		2	2					31			
	建築物の耐震化の促進								33			
	狭あい道路拡幅整備の促進								36			
	豪雨対策の推進											51
	公園・緑地の計画的な整備									43		
	道路ネットワークの計画的な整備										47	52
	都市復興プログラム実践訓練							21				
	地先道路の整備	5	5	5	6	6	7					
	建築敷地の安全促進								37			
	空家等の対策								38			
	建築安全関連事務								39			
	駅周辺街づくりの推進 駅周辺地区街づくりによるにぎわいアップ		8	8			8		39			
	水防対策											54
歩きやすい道路環境の整備											54	
自然の恵みを活かして小さなエネルギーで 暮らす豊かなまちの実現	世田谷らしいみどりの保全・創出									40		
	区施設等のエネルギー使用量の削減											55
豊かなコミュニティ活動の発展と 住民自治の推進	地区街づくりの推進	10	11	11	13	13	14	25				
	土地区画整理							26				
	拠点まちづくりの促進			15								
	街づくり条例による誘導	15										
	良好な民間住宅等の誘導	16			17	17						
	外かく環状道路周辺街づくり						18	18				
	建築行政関連事務							27				
	地籍調査事業										50	
基本計画分野別政策に基づく取組み	魅力ある風景づくりの推進	19						28				
	馬事公苑界わい魅力向上の取組み							29				
	市街地開発事業等の促進		19					30				
	公共交通環境の整備				20							
	無電柱化の推進											56
	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり			20								57
行政経営改革の取組み	区施設等のエネルギー使用量の削減											55
	公園を活用した税外収入の確保								46			
公共施設等総合管理計画に 基づく取組み	舗装更新計画に基づく取組み											58
	公園等長寿命化改修計画に基づく取組み								44			
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み											59

都市整備領域

「世田谷区未来つながるプラン 2022－2023（実施計画）」
の推進

4つの政策の柱に基づく取組み	1 ページ
行政経営改革の取組み	1 ページ

令和5年度主要事務事業

都市整備領域

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	世田谷区未来つながるプラン2022-2023（実施計画）の推進	「世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)」における都市整備領域に関連する4つの政策の柱に基づく取組み、行政経営改革の取組みを推進する。	千円 —	<p>1. 4つの政策の柱に基づく取組み</p> <p>(1) 安全で災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨対策の推進 ・木造住宅密集地域の解消 ・建築物の耐震化促進 ・優先整備路線の整備促進 <p>(2) 住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等住宅確保要配慮者への入居支援 ・ひとり親世帯の居住の安定 <p>(3) 気候変動の緩和と適応に対する取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全創出 <p>(4) 参加と協働による魅力ある街づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区街づくりの推進 ・市街地開発事業等の促進 ・連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり <p>2. 行政経営改革の取組み</p> <p>(1) 行政経営改革10の視点に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区施設等のエネルギー使用量の削減 ・公園を活用した税外収入の確保

各総合支所街づくり課
北沢総合支所拠点整備担当課
烏山総合支所駅周辺整備担当課

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	安全で災害に強いまちづくり 木造住宅密集地域の解消 （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課）	<p>①密集事業 木造住宅密集地域等において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを推進する。</p> <p>◆世田谷街づくり課 ・世田谷・若林地区 用地取得 7件</p> <p>・太子堂・三宿地区 用地取得 1件</p> <p>◆北沢街づくり課 ・北沢三・四丁目地区</p>	<p>千円</p> <p>176,186</p> <p>113,655</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路や公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を推進する。 ・建替えに伴い用地買収する路線を中心に、木造住宅密集地域の危険性や防災に関する啓発・情報提供を行うなど、災害に強い基盤整備に向けた防災街づくりの機運醸成を図る。 ・世田谷・若林地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区防災施設において、建替えに合わせた用地取得を行う。 ➢ くぬぎ公園拡張整備に伴う基本設計を行う。 ・太子堂・三宿地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 三太通りにおいて、用地測量・補償調査・用地取得交渉を行う。 ・北沢三・四丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 茶沢通りA・C区間において、建替えに合わせた道路用地取得交渉、測量調査等を行う。

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ・北沢五丁目・大原一丁目地区 <div style="text-align: right; margin-left: 100px;">用地取得 1件</div> ・豪徳寺駅周辺地区 <div style="text-align: right; margin-left: 100px;">用地取得 1件</div> <p>②地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内の防災生活道路の整備と当該道路沿道建築物の不燃化を加速する。 （令和7年度まで※不燃領域率が70%に達した地区は、その年度で終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆世田谷街づくり課 ・区役所周辺地区 ◆北沢街づくり課 ・北沢三・四丁目地区 	2,691	<ul style="list-style-type: none"> ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ▶ 鎌倉通りにおいて、建替えに合わせた道路用地取得交渉、測量調査等を行う。 ・豪徳寺駅周辺地区 ▶ 公園整備地区において、公園用地の取得を行う。 ・不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件として、老朽木造建築物の建替えを行う場合に、建替え工事費用の一部を助成することで、道路の整備と沿道建築物の不燃化を推進する。
			2,926	

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>③不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p> <p>◆世田谷街づくり課 ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区（区役所北部地区、世田谷・若林地区） ・太子堂・若林地区</p>	228,715	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区制度実施地区5地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化推進特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。 また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談等の支援を行う。 ・不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。 無接道敷地等での不燃化建替えに向けた支援業務について、新たに区役所周辺地区、北沢三・四丁目地区、太子堂・若林地区において基礎調査業務を開始する。なお、令和4年度に基礎調査を行い、訪問調査に着手した、太子堂・三宿地区、北沢五丁目・大原一丁目地区については、訪問調査を継続し建替えに向けた支援を行う。

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地先道路の整備 (各街づくり課)	<p>◆北沢街づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区（池尻四丁目のみ） ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・区役所周辺地区（豪徳寺駅周辺地区、区役所北部地区） 	千円 230,128	<p>せたがや道づくりプラン及び各地区の地先道路整備計画に基づき、防災性の向上や危険箇所の局所改良を図るため、地先道路整備を推進する。</p>
		◆世田谷街づくり課	—	
		◆北沢街づくり課	21,601	

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		◆玉川街づくり課	千円 7,901	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉川三丁目地区主要区画道路C 関係部署と連携して既買収地の早期整備を図るとともに、今後も継続して国費を導入し、地権者の方々には道路事業への理解を得られるように用地買収交渉を進め、土地開発公社による用地買収を図る。 ・ 奥沢三丁目33番先奥沢駅前道路拡幅事業 未取得となっていた用地取得が完了したことから、今後は電線共同溝を含む道路設計に着手するため、関係機関との協議を行う。あわせて、隣接する奥沢駅前広場についても将来のあり方を検討する。 ・ 瀬田五丁目地先道路新設拡幅整備事業 路線南側の道路用地交換取得に向けた地権者との各種交渉・調整を行う。
		◆砧街づくり課 用地取得 2件	116,097	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大蔵地区 地区計画に基づき区画道路の用地取得を行う。事業を推進するため、国の社会資本整備総合交付金（密集市街地防災事業、住宅市街地総合整備事業）を活用する。 ・ その他（静嘉堂交差点改良） 危険な交差点を改良するため、土地交換を行う。

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		◆烏山街づくり課 用地取得 4件	千円 77,760	<ul style="list-style-type: none"> ・粕谷二丁目 狭あいな通学路の拡幅に向け、用地取得を行う。 ・北烏山四丁目（下本宿通り） 歩道環境の整備に向け用地取得を行う。 ・八幡山三丁目 地区計画の区画道路の新設に向け、必要な調査を行う。 ・上北沢五丁目（上北沢給水所） 給水所改築に伴う歩道設置に向けて必要な調査・関係者調整を行う。 ・上祖師谷七丁目（第一生命関連） 広域避難場所、緑の拠点へのアクセス道路の整備に向け、用地取得を行う。 ・八幡山一丁目 通学路の連続した歩行空間確保のため、用地取得を行う。

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	駅周辺街づくりの推進 （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課） （砧街づくり課）	小田急線及び京王線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり 駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間の確保、防災性の向上や商業・業務機能の活性化を促進し、地域生活拠点に相応しい街づくりを推進する。		国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））等を活用し、各駅周辺地区の地区街づくり計画等に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。
		◆世田谷街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区 街づくり側道等の事業の推進	—	・東鉄9付5号線について、用地取得を進める。
		◆北沢街づくり課 ・明大前駅周辺地区 街づくり事業の推進	959	・京王線連続立体交差事業の動向を踏まえ、明大前駅周辺の歩行者導線等について、整理調整する。
		◆砧街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区 街づくり事業の推進	25,046	・東鉄9付5号線（街づくり側道）、駅前商店街通り（区画道路No2）及び小広場の用地取得を進める。

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 駅周辺街づくりの推進 ・ 成城学園前駅周辺地区 駅周辺街づくりの推進 	千円 5,464 —	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖師谷通りの用地取得を進める。 ・ 駅南側祖師谷通りについて、無電柱化の検討を行う。 ・ 成城学園前駅北側商店街通り整備について、土木部と連携し、事業を推進する。 ・ 駅南口小広場の用地取得を進める。

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法																																								
	<p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 参加と協働による魅力ある街づくり 地区街づくりの推進 (各 街 づ くり 課) (烏山駅周辺整備担当課)</p>	<p>地区特性に応じた街づくりを推進するため、地域住民等とともに地区計画、地区街づくり計画(以下、「地区計画等」という。)の策定、変更及び実現に向けた取組みを行う。</p>		<p>地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区計画等の策定及び街づくり誘導地区の指定を行う。 これらの地区では、都市計画法及び街づくり条例に基づく届出、協議、勧告等により良好な建替を誘導するとともに、区画道路等の地区施設の整備を進める。</p> <p>●地区計画等（策定済み地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区計画</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備地区計画</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)</td> <td>24 (22)</td> <td>16 (15)</td> <td>18 (17)</td> <td>33 (28)</td> <td>25 (19)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●令和 4 年度届出件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>344</td> <td>381</td> <td>117</td> <td>430</td> <td>304</td> </tr> </tbody> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地区計画	11	9	11	28	20	防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0	沿道地区計画	5	3	6	3	2	地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	24 (22)	16 (15)	18 (17)	33 (28)	25 (19)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	344	381	117	430	304
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																							
地区計画	11	9	11	28	20																																							
防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0																																							
沿道地区計画	5	3	6	3	2																																							
地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	24 (22)	16 (15)	18 (17)	33 (28)	25 (19)																																							
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																								
344	381	117	430	304																																								

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 明大前駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・ 下高井戸駅周辺地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・ 桜上水駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・ 補助 2 6 号線沿道地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・ 下北沢駅周辺地区 東京都駐車場条例に基づく新たな地域ルール制度導入の検討 	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・ 京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・ 地区街づくり計画の実現に向け、街づくり協議会の活動に必要な支援を行う。 ・ 補助 2 6 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、地区計画の策定、用途地域変更等に向けた手続を行う。 ・ 駅周辺の人と車の交錯を抑制し、歩行者主体の安全で快適な回遊性のある魅力ある商業空間の形成を図るため、東京都駐車場条例に基づく地域ルール制度導入を検討する。

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ◆玉川街づくり課 <ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川地区 エリアマネジメント活動の支援 ◆砧街づくり課 <ul style="list-style-type: none"> ・祖師谷二丁目周辺地区 地区計画策定後の団地建替えに向けた支援 ・成城学園前駅周辺地区 地区計画等変更に向けた検討 ・祖師谷五・六丁目上祖師谷三丁目地区 防災性の向上を目指した基礎調査 	9,678	<ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川地区においては、地域住民と事業者が協働して、良好な環境や価値を維持・向上させるための主体的な取組みであるエリアマネジメント活動に対し、必要な支援を行っていく。 ・公社の団地建替えを契機とし街づくりに向けて、周辺住民等と公社の意見交換など建替えが円滑に進むよう支援する。 ・街づくり協議会による地区街づくり計画原案の検討を受けて、当該地区の街づくりの検討を進める。 ・東京都防災都市づくり推進計画（令和3年3月改定）を受け、防災性の向上を目指した街づくりの検討を進める。

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算	事務事業の内容及び手法																								
	<p>拠点まちづくりの促進 （北沢街づくり課） （北沢拠点整備担当課）</p> <p>街づくり条例による誘導 （各街づくり課）</p>	<p>小田急線沿線街づくりの促進 小田急線上部利用施設整備等に関する地域への情報発信、街の魅力を高める地域活動の支援</p> <p>街づくり条例による適正な土地利用および良好な建築計画の誘導を図る。</p>	<p>千円 7,807</p> <p>—</p>	<p>小田急線上部利用施設整備等の進捗について、小田急電鉄、京王電鉄と協力し、北沢デザイン会議の開催等を通じて地域と情報共有を図る。 新たな施設を地域住民が活用し、沿線周辺のまちの魅力を高める活動を検討、実践する場として「シモキタリングまちづくり会議（旧北沢PR戦略会議）」を開催し、地域活動を支援する。</p> <p>街づくり条例の各制度により、きめ細かな地区の街づくりを進める。また、大規模な土地取引（3,000㎡以上）にあたり区の方針等を伝えるとともに、大規模な建築（敷地面積3,000㎡以上または延床面積5,000㎡以上）の際には区民と事業者の意見を調整し、適切な土地利用や良好な建築計画の誘導に取り組む。</p> <p>●令和4年度実績（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導指針の策定</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>大規模土地取引行為の届出</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>建築構想の届出</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	誘導指針の策定	0	0	0	1	1	大規模土地取引行為の届出	1	1	5	1	2	建築構想の届出	1	2	3	3	3
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																							
誘導指針の策定	0	0	0	1	1																							
大規模土地取引行為の届出	1	1	5	1	2																							
建築構想の届出	1	2	3	3	3																							

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法										
	良好な民間住宅等の誘導 (各街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に係る住環境の整備指導 集合住宅、ワンルームマンション、特定商業施設、長屋の建築計画に対し、良好な住環境の維持向上を目指して適切な指導・誘導を行う。 	千円 —	<p>一定規模以上の集合住宅等建築物（計画戸数20戸または延べ面積1,500㎡）、ワンルームマンション建築物、特定商業施設（店舗面積の合計500㎡）、長屋の建築計画を対象に、地域の環境に調和した良好な住環境の維持・向上を図るため、住環境整備条例に基づく届出書の受理に合わせ、整備基準を遵守するよう指導する。</p> <p>●令和4年度届出（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">世田谷</th> <th style="width: 20%;">北沢</th> <th style="width: 20%;">玉川</th> <th style="width: 20%;">砧</th> <th style="width: 20%;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	40	18	30	7	16
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山										
40	18	30	7	16										

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法																		
	(各街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の指導 みどりの基本条例及び都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入により、宅地などの緑化を促進する。 	千円 —	<p>敷地面積 1 5 0 m²以上の建築行為及び自動車駐車場の設置、区域面積 5 0 0 m²以上の開発行為を対象に、「みどりの基本条例」の緑化基準に基づき、敷地内の緑化を推進するよう指導する。</p> <p>国分寺崖線保全重点地区については、緑化率を 2 割増、風致地区区域については、緑化率を 1 割増として、積極的にみどりの保全を図る。</p> <p>あわせて、都市緑地法に基づく緑化地域制度により、敷地面積が 3 0 0 m²以上の建築物の建築行為を対象に緑化を法的規制として指導する。</p> <p>●令和 4 年度届出（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>世田谷</td> <td>北沢</td> <td>玉川</td> <td>砧</td> <td>烏山</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>161</td> <td>160</td> <td>264</td> <td>136</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>（うち緑化地域）</td> <td>(62)</td> <td>(44)</td> <td>(92)</td> <td>(45)</td> <td>(36)</td> </tr> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	届出件数	161	160	264	136	99	（うち緑化地域）	(62)	(44)	(92)	(45)	(36)
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																	
届出件数	161	160	264	136	99																	
（うち緑化地域）	(62)	(44)	(92)	(45)	(36)																	
	(玉川街づくり課) (砧街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内の建築行為や宅地造成行為等への指導 東京都風致地区条例に基づき都市の風致を維持していく。 	—	<p>第一種及び第二種風致地区において、その地区内での建築物等の新築、改築、増築、移転及び木竹の伐採、宅地造成その他の土地区画形質の変更などの行為の制限を行う。</p> <p>●令和 4 年度実績（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>玉川</td> <td>砧</td> </tr> <tr> <td>事前相談</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>許 可</td> <td>136</td> <td>228</td> </tr> </table>		玉川	砧	事前相談	9	3	許 可	136	228									
	玉川	砧																				
事前相談	9	3																				
許 可	136	228																				

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	外かく環状道路周辺街づくり (砧街づくり課) (烏山街づくり課)	<p>◆砧街づくり課 外環道東名ジャンクション 周辺地区街づくりの推進</p> <p>◆烏山街づくり課 中央ジャンクション周辺地 区の街づくり</p>	千円 — —	<p>外環事業を契機として良好な市街地の形成を図るため、地区計画（修正素案）説明会等の策定手続きを進め、地区計画等の策定に取り組む。</p> <p>東名ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、関係機関等と協議を重ね、上部空間等利用計画の作成に向け、引き続き利用可能区域の確定等を図るとともに、外環事業の進捗を踏まえたスケジュールを定める。</p> <p>中央ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、外かく環状道路事業の進捗を踏まえ、隣接する三鷹市、調布市と連携しながら検討を行う。</p>

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法						
	<p>基本計画分野別政策に基づく取組み 魅力ある風景づくりの推進 （各街づくり課）</p> <p>参加と協働による魅力ある街づくり 市街地開発事業等の促進 （世田谷街づくり課） （市街地整備課）</p>	<p>風景づくりの推進 地域の歴史や文化、自然を育み、区民生活に根付いた魅力ある都市景観の形成に向け、風景づくり条例に基づき、区民、事業者とともに街づくり手法等を用いて、風景づくりを推進する。</p> <p>三軒茶屋駅周辺地区街づくりの推進 「三茶のミライ（三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画）」に基づき、三軒茶屋駅周辺の街づくりを進めることにより、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。</p>	<p>千円</p> <p>—</p> <p>9,971</p>	<p>界わい宣言の登録がされている付近で建設行為等がある場合は、事業者へ宣言の内容を周知し、配慮を促していく。</p> <p>●「界わい宣言」の登録済地区</p> <table border="1" data-bbox="1357 555 2134 852"> <tr> <td data-bbox="1357 555 1494 683">玉川</td> <td data-bbox="1494 555 2134 683"> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 683 1494 767">砧</td> <td data-bbox="1494 683 2134 767"> <ul style="list-style-type: none"> ・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 767 1494 852">烏山</td> <td data-bbox="1494 767 2134 852"> <ul style="list-style-type: none"> ・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言 </td> </tr> </table> <p>・地域の商店街、大学、事業者等との連携による、広場や道路等の公共的空間を活用した社会実験の実施や、区民参加によるまちづくり会議の開催により、取組みの更なる気運醸成を図る。</p> <p>・将来にわたり持続的なまちづくりを進めるため、地域主体によるまちづくりの推進体制構築に向け、地元関係者との会議体を組織し、調整役である支援組織の役割やまちづくりを持続的に進めるための仕組みについて検討を進める。</p>	玉川	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言 	砧	<ul style="list-style-type: none"> ・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 	烏山	<ul style="list-style-type: none"> ・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言
玉川	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言 									
砧	<ul style="list-style-type: none"> ・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 									
烏山	<ul style="list-style-type: none"> ・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言 									

令和5年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共交通環境の整備 （玉川街づくり課）	大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）沿線街づくりの推進 大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）街づくり連絡会の活動を支援する。	千円 —	地元の街づくり連絡会をはじめ、地域の方々との連携・協力のもと、大井町線（九品仏駅～上野毛駅）沿線の安全・安心街づくりを推進するとともに、隣接の目黒区とも連携を図っていく。
	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり （北沢拠点整備担当課）	小田急線上部利用施設整備の推進 ・茶沢通り～下北沢駅前広場区間 （詳細設計）	15,075	小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業等により生じた上部を利用し、防災・みどりを基軸とした、広域生活・文化拠点である下北沢駅周辺にふさわしい、安全・安心の拠点づくりを進める。 今年度は、茶沢通り～下北沢駅前広場区間について、鉄道事業者及び関係事業所管課等と調整し、設計検討を行う。 また、完成した上部施設について、引き続き鉄道事業者及び関係者等と調整を行いながら、適切な管理を行う。
		下北沢駅前交通広場整備の推進 ・歩道築造面積 約900㎡	257,559	今年度は、引続き商店街をはじめ地元の方々との意見交換しながら、駅前広場北側の歩道整備を行う。また電線共同溝整備に伴い、電線管理者による引込・連系管路工事を行う。

都市整備政策部

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>安全で災害に強いまちづくり 都市復興プログラム実践 訓練 (都市計画課)</p> <p>高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい 住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進 空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営 (居住支援課)</p>	<p>・都市復興に関する職員の理解促進や実務能力の向上、円滑な都市復興に向けた庁内連携体制の充実を図るため、職員を対象とした訓練を実施する。</p> <p>区内空き家等の公益的な活用の推進</p>	<p>3,564</p> <p>20,071</p>	<p>・令和4年12月に改訂した世田谷区都市復興プログラムに則した実践的な訓練を、関係各課とともに実施する。訓練の中で、当該プログラムの有効な運用に向けた課題の整理、検証を行うことで、当該プログラムに基づき行動する職員の行動の習熟や対応力の向上を図る。</p> <p>・「空き家等地域貢献活用相談窓口」を運営し、空き家等を地域に役立てたいと考えるオーナーと地域で活動したいと考える団体等とのマッチングの支援や、空き家の活用について学ぶゼミナールを開催する。</p>

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	マンションの適正な管理・運営への支援 （居住支援課）	①マンション交流会の運営支援 12回	千円 132	①区民が主体となったマンション交流会について、広報及び会場の提供など、その活動支援を行う。
		②マンション管理状況届出制度によるマンションの管理不全の予防、適正管理の促進	7,813	②マンション管理状況届出制度に基づく届出を促し、管理不全の兆候のあったマンションへの改善に向け、調査、指導、助言等を行う。
	住まいの確保と居住支援 （居住支援課）	高齢者等の住宅確保要配慮者の住まい確保の支援や区民主体の住まいづくりの推進		
		①保証会社紹介制度 10件	200	①保証人がいない等の理由で民間賃貸住宅に入居しにくい高齢者等の入居を支援する。
		②お部屋探しサポート 120件	—	②民間賃貸住宅の空き室情報を不動産店団体の協力を得て高齢者等に直接提供する。
		③住まいあんしん訪問サービス 7戸	370	③高齢者等の入居者に安否確認のサービスを提供する。
		④見守り・補償サービス初回登録料補助 8件	123	④単身高齢者等が区内転居する際の支援として、入居中の安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償がセットになったサービスの初回登録料を補助する。

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		⑤住まい・まち学習 6回	千円 62	⑤区民の主体的な住まいづくりを支援するため、セミナー、マンション管理講座等、学習の機会を提供する。
		⑥住宅セーフティネット制度 活用助成 家賃低廉化補助 15戸 賃貸人への協力金 1戸 転居費用補助 1戸	9,750	⑥新たな住宅セーフティネット制度を活用し、ひとり親世帯を対象に家賃補助を行う。 制度の利用を促すため、家賃低廉化補助対象住宅の賃貸人への協力金制度を実施する。また、新型コロナの影響で収入が減少したひとり親世帯への支援として、補助額引上げの継続実施や転居費用を補助する。

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>公的住宅維持運営 （住宅管理課）</p> <p>公的住宅改修工事 （住宅管理課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者への公平かつ適正な公的住宅の供給 入居者募集 年2回 ・公的住宅の維持管理 ・区営住宅等における居住者の公平性の確保及び債権管理の適正化 ・公営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事等の実施 	<p>千円</p> <p>901,276</p> <p>280,650 （繰越明許費 49,320千円 を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、募集による住宅供給を推進するとともに、入居者の使用権継承制度等の管理を適正に行い、入居希望者の利用機会の公平性を確保する。 ・建物保全及び居住者の修繕要望への対応等 50団地1,511戸 ・使用料等の滞納者に対し丁寧な相談等を行うとともに、電話・文書・訪問等による催告を行い、高額滞納者に対し訴訟や強制執行等を行う。 ・国の補助金を活用し、予防保全型の維持管理及び改修工事等を計画的に行い、長寿命化によるコスト削減を図る。 (実施予定工事) <ul style="list-style-type: none"> 外壁改修工事 2 団地 水道管直結工事 2 団地 バリアフリー化工事 1 住戸 共用部照明LED化 1 団地

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 参加と協働による魅力ある街づくり 地区街づくりの推進 (都市計画課) (各街づくり課) (烏山駅周辺整備担当課)</p>	<p>地区特性に応じた街づくりを推進するため、地域住民等とともに地区計画、地区まちづくり計画の策定、変更及び実現に向けた取り組みを行う。</p>	<p>75,330</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地区街づくり計画」及び「地区計画」（以下「地区計画等」という。）の策定等に向けた、区民主体の取り組みを支援する。 ・既に策定した「地区計画等」についても、地区の変化を踏まえて必要な変更を行う。 ・計画の策定等に向けた基礎調査を行うほか、必要に応じて地区住民等へのアンケート調査や説明会、意見交換会を実施する。 ・地区計画等の目標や方針等の実現に向けた取り組みを進める。 <p>[地区計画等策定・変更検討等地区] 三軒茶屋一丁目地区、補助26号線沿道池尻・三宿地区、太子堂五丁目・若林二丁目地区、経堂駅周辺地区、補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区、下高井戸駅周辺地区、代田地区、外環道東名ジャンクション周辺地区、成城学園前駅周辺地区、祖師谷五・六丁目・上祖師谷三丁目地区（合計10地区）</p>

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	土地区画整理 （市街地整備課）	土地区画整理事業により、 道路などの都市基盤の整った、 災害に強く良好な環境を備えた市街地整備を図る。 関係機関及び庁内関係所管課と連携し、新規地区の掘り起こしに積極的に取り組む。	1,826	<p>[昨年度までに策定した区域]</p> <p>地区街づくり計画104地区 約2,358.28ha 地区計画74地区 約1,378.29ha 沿道地区計画16地区 約97.30ha 防災街区整備地区計画3地区 約118.80ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化優先エリア設定調査（平成29年度）で抽出した事業化候補地や事業手法を検討している地区について、想定事業モデル検討調査を実施し、新規地区の掘り起こしに取り組む。 ・過年度に実施した想定事業モデル検討調査の結果をもとに、引き続き、農業協同組合や総合支所街づくり課と連携しながら地権者へ働きかけを行う。 ・地権者が土地区画整理事業の実施に向け取り組む地区や施行中の地区については、東京都や関係所管と連携しながら助言、指導をしていく。

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築行政関連事務 （建築調整課・建築審査課）	①建築確認事務等 建築確認申請事務や事前相談等による指導、届出を通し、適正な建築の誘導を進める。 ②指定確認検査機関指導事務 指定確認検査機関に対する監督を進め、適正な建築確認指導を図る。 ③長期優良住宅認定事務 耐震性、省エネルギー対策、劣化対策等が施された良質な住宅の建築を誘導する。 ④低炭素建築物新築等計画認定事務 建築物のエネルギー使用の効率性等が低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合することを促す。	千円 12,084	令和4年度実績件数（令和5年4月6日現在） ①建築基準法に基づく建築確認等に伴う、審査、検査、相談・指導。 建築確認件数 93件 （建築設備・工作物・計画通知含） 建築相談件数 4,830件 ②指定確認検査機関に対する指導監督、連絡調整、敷地照会への回答。 道路敷地照会件数 2,798件 確認報告等件数 5,877件 ③長期優良住宅の普及の促進のため認定申請等に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 1,784件 申請件数 888件 ④都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物新築等計画認定申請に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 324件 申請件数 532件

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法						
	<p>基本計画分野別政策に基づく取組み 魅力ある風景づくりの推進 (都市デザイン課) (各街づくり課)</p>	<p>⑤建築物省エネルギー法による届出事務、認定事務及び適合性判定事務 ・建築物のエネルギー使用の効率性等が建築物エネルギー消費性能基準及び水準に適合することを促す。 ・建築物エネルギー消費性能基準に適合することの必要性について、事前相談等による指導を通し、適切な申請の誘導を進める。</p> <p>①風景づくり計画（平成27年3月改定）に基づき風景づくりを推進する。</p> <p>②界わい形成地区の適切な運用を実施するとともに普及啓発を進める。</p>	<p>—</p> <p>1,929</p>	<p>⑤建築物省エネルギー法による届出、認定及び適合性判定に伴う審査・認定及び相談・指導。</p> <table data-bbox="1512 438 1960 550"> <tr> <td>相談件数</td> <td>167件</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>320件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>26件</td> </tr> </table> <p>①世田谷らしい風景づくりを推進するため、風景づくり計画（平成27年3月改定）に基づき、建設行為等の誘導や区民主体の風景づくりの促進、風景づくりの普及啓発など、各施策の総合的かつ効果的な運用を図る。</p> <p>②奥沢1～3丁目等において、界わい形成地区制度の周知を丁寧に行うとともに適切な運用を実施する。風景づくりの更なる普及啓発を進める。</p>	相談件数	167件	届出件数	320件	認定件数	26件
相談件数	167件									
届出件数	320件									
認定件数	26件									

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	馬事公苑界わい魅力向上の取組み (都市デザイン課)	<p>③区民・事業者・行政の協働により風景づくりを総合的かつ計画的に進め、区民一人ひとりが愛着と誇りを持てる魅力ある街並みを形成する。</p> <p>馬事公苑界わいの魅力向上に向けた取組みを進める。</p>	<p>千円 4,061</p> <p>20</p>	<p>③・区民が主体となって進める地域風景資産や界わい宣言などの風景づくり活動の支援、冊子の発行、風景づくり交流会の実施などにより普及啓発に取り組む。</p> <p>・建設行為等の届出や屋外広告物の協議の際に、事前調整会議等を通じ、せたがや風景デザイナーによる風景づくりに関する指導、助言を行い、事業者の風景づくりへの配慮や理解を促す。</p> <p>馬事公苑界わいの魅力向上への取組み</p> <p>①馬事公苑界わいコミュニティデザインプロジェクト (bajico) の取組み継続 官民連携による地域コミュニティの力で地域を強くする新たなまちづくりを継続する。</p> <p>・けやき広場でのBaji∞ichi開催（4回） 第一回 6月4日 第二回 7月15日 第三回 10月9日 第四回 12月22日</p> <p>②馬事公苑界わいの魅力向上に資するレガシーとなる事業に取り組む。 「馬事公苑界わいクリーンタウン大作戦」をBaji∞ichiとの同時開催という形式で年4回実施する。</p>

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	基本計画分野別政策に基づく取組み 参加と協働による魅力ある街づくり 市街地開発事業等の促進 （市街地整備課） （世田谷街づくり課） （市街地整備課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三軒茶屋駅周辺地区街づくりの推進 「三茶のミライ（三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画）」に基づき、三軒茶屋駅周辺の街づくりを進めることにより、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。 ・ 三軒茶屋駅周辺地区市街地再開発 三軒茶屋二丁目地区における民間主体の市街地再開発を支援、指導し、事業化の誘導に取り組む。 	千円 4,787	<ul style="list-style-type: none"> — ※事務事業の詳細は、世田谷街づくり課に記載 ・ 区内での社会実験やオープンハウスの実施など、当地区の再開発に繋がるまちづくりの気運を醸成することで、準備組合のさらなる合意形成を促進していく。 ・ 三茶のミライを踏まえた事業計画となるよう誘導していくとともに、関係各課と連携し、駅周辺における課題解決に向けた検討を行う。

防災街づくり担当部

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>安全で災害に強いまちづくり</p> <p>木造住宅密集地域の解消 （防災街づくり課） （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課）</p>	<p>①密集事業 木造住宅密集地域等において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを促進する。</p> <p>※目標数値は、各総合支所にて記載</p>	<p>760,367 （うち世田谷・北沢街づくり課事業分） 754,301</p>	<p>①防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路、公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を促進する。</p> <p>【密集事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区 ・世田谷・若林地区 ・区役所北部地区 ・上馬・野沢地区 ・太子堂四丁目地区 ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・豪徳寺駅周辺地区

令和 5 年度 主要 事務 事業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>②地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内の防災生活道路の整備と当該道路沿道建築物の不燃化を加速する。 （令和7年度まで※不燃領域率が70%に達した地区は、その年度で終了）</p> <p>③不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p>		<p>②不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件として、老朽木造建築物の建替えを行う場合に、建替え工事費用の一部を助成することで、道路の整備と沿道建築物の不燃化を促進する。</p> <p>【地区防災不燃化促進事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区 <p>③不燃化特区制度実施地区5地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化推進特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。 また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談等の支援を行う。 不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。</p>

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	建築物の耐震化の促進 (防災街づくり課)	「世田谷区耐震改修促進計画」(令和3～令和7年度)に基づき、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、普及啓発とともに、耐震支援制度の整備・充実を図り、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。	437,877	<p>無接道敷地等での不燃化建替えに向けた支援業務について、新たに区役所周辺地区、北沢三・四丁目地区、太子堂・若林地区において基礎調査業務を開始する。なお、令和4年度に基礎調査を行い、訪問調査に着手した、太子堂・三宿地区、北沢五丁目・大原一丁目地区については、訪問調査を継続し建替えに向けた支援を行う。</p> <p>【不燃化特区制度実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 <p>【耐震支援制度の概要】</p> <p>昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物を対象に、耐震診断、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する(②～④)。また、家具転倒防止器具取付支援など安全性の向上に資する事業を行う(⑤～⑥)。</p>

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		①耐震相談 2,000件 ②木造住宅 耐震診断 135件 耐震改修等 19件 除却助成 110件 簡易改修 1件 補強設計 2件 ③非木造建築物等 耐震診断 13件 補強設計 11件 耐震改修 5件 住戸加算 236戸	千円	①耐震相談 窓口及び電話での相談・案内のほか、出張所等での出張相談会開催及び地区防災訓練などの機会を捉えて、普及・啓発活動を行う。 ②木造住宅 ・耐震診断は無料で耐震診断士を派遣する。 ・耐震改修等は上限100万円に、30万円を上乗せした助成(身体障害者等は50万円)を実施する。 ・除却助成は上限50万円。 ・1階のみの簡易改修は上限80万円。 ・補強設計は上限30万円。 ③非木造建築物等 鉄筋コンクリート造、鉄骨造など木造以外建物が対象。建物用途及び規模、沿道など条件により補助率及び助成上限額が異なる。 改修工事については分譲マンション1住戸当たり30万円を助成交付額に加算する。(上限：助成対象事業費の2/3)

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		④特定沿道建築物 耐震診断 1件 補強設計 2件 改修 2件 準備工事 1件 占有者加算 1件 ⑤家具転倒防止器具取付支援 320件 ⑥耐震シェルター等設置支援 2件 ⑦耐震改修アドバイザー派遣 26回 〔分譲マンション 21回 特定沿道建築物 5回〕		④特定沿道建築物 特定緊急輸送道路沿道建築物で一定の高さ以上の建物は、引き続き重点的に耐震化を促進する。 改修工事についてはIs値を0.3未満から0.3以上に上げる耐震化準備事業を行う。また、賃貸借契約に基づく占有者が存する建築物を対象に、占有面積に応じて助成額を加算する。（加算額の上限：基準額の1/15） ⑤家具転倒防止器具取付支援 高齢者、障害者等が住む住宅を対象に、技術者を派遣し、器具代金を含め上限2万円までの取付支援を行う。 ⑥耐震シェルター等設置支援 高齢者、障害者等で一定の条件に合う申請者が住む旧耐震基準の木造住宅の1階に設置する場合が対象。上限は30万円としているが、身体障害者等には30万円を上乗せした助成を実施している。 ⑦耐震改修アドバイザー派遣 耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを分譲マンション管理組合、特定沿道建築物所有者に行う。

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	狭あい道路拡幅整備の促進 (建築安全課)	<p>⑧木造住宅訪問相談 訪問相談（診断後）101件 簡易設計（診断後）76件 訪問相談（診断前）110件</p> <p>⑨ブロック塀等撤去工事助成 撤去工事 20件</p> <p>幅員4m未満である狭あい道路の拡幅整備</p> <p>拡幅整備 約5,300m (内連続的整備 約200m)</p>	708,629	<p>⑧木造住宅訪問相談 区の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要となる木造住宅の所有者に対し、改修に関するアドバイスや簡易設計を行う。 除却助成を活用する木造住宅に対し、耐震診断前訪問相談制度に基づく簡易診断を実施し、除却助成制度の迅速化を図る。</p> <p>⑨ブロック塀等撤去工事助成 避難路（建築基準法上の道路、通学路など）に面して設置された、高さ0.8mを超えるブロック塀等の撤去にかかる工事費の一部を助成する。</p> <p>主として建築物の新築・増改築等の機会を捉え、建築基準法第42条第2項等に基づき後退した用地を道路として整備し、幅員4mの道路を着実に整備する。事業を円滑に推進するため、一定の条件の下に助成金（工作物等の撤去等：令和3年度、助成制度の一部見直し）及び奨励金（隅切り用地等の寄附）を交付する。 また、連続的整備を推進するため、対象地の近隣にも働きかけ、建替えがない敷地も拡幅整備に協力が得られるよう助成制度等の活用を促して、効果的・効率的な工事に努める。</p>

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築敷地の安全促進 （防災街づくり課）	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等関係諸法令及び「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」に基づき、土砂災害に備えた様々な施策を推進し、区民の生命及び財産を守ることを目的とする。	千円 4,932	① 擁壁・斜面を伴う建築敷地所有者等助成 i 擁壁改修専門家派遣 高さ2mを超える斜面(がけ)への擁壁設置及び既存擁壁の改修(造り替え)工事を検討している区民に「擁壁改修の専門家」を派遣し、改修方法及び概算工事費を提案する。 ii 擁壁改修等補助金 通学路に面する建築基準法に適合しない構造や安全上問題のある擁壁(高さ2m以上)の改修等及び傾斜が30度を超える自然斜面(自然がけ)に擁壁(高さ2m以上)を新設するのに要する工事費の一部を補助する。 iii 住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物の土砂災害のための改修にかかる費用の一部を補助する。 iv がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助する。 ②大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震について、学識経験者等を委員とする専門家会議を開催し、専門的な知見を活用しながら都の作成する計画等の検証や課題検討を進める。また、都の実施する第二次スクリーニングの先行調査に関する情報収集を行い、専門家会議で共有する。

令和5年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	空家等の対策 （建築安全課） （総合支所地域振興課）	「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「建築基準法」、「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」に基づき管理不全な空家等の対策を推進し、良好な生活環境の保全を図る。	千円 16,159	<p>①著しく管理不全な空家等について、行政代執行という最終的な手段も視野に入れながら、解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>②居住等がなされていない空家等の状況を調査し、適切な管理に向けて啓発を図るとともに、管理不全なものについては、法、条例に基づき、所有者等に改善要請を行い、状態の改善や不動産市場への流通等につなげる。</p> <p>③平成30年10月に策定した「世田谷区空家等対策計画」に基づき5つの施策「情報収集」「発生抑制」「適切な管理・流通」「利活用」「管理不全な空家等の対策」を着実に進めると共に、より効果的な空家等対策を推進するため「世田谷区空家等対策計画（第2次）」策定に取り組む。</p> <p>④居住者がいる著しく保安上危険な建築物等について、法令等に基づき所有者等に改善要請を行い、状況を改善させる。</p>

令和 5 年度 主要 事務 事業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築安全関連事務 （建築安全課）	①違反建築物を防止するために定期的なパトロール・通報による建築現場の調査を迅速かつ的確に実施し、建築物の安全性を確保する。 ②建設リサイクル法の届出により、適正な分別解体工事の実施など施工業者への指導啓発を図る。	千円 201	①違反建築物を予防するための調査及び是正指導事務を行う。 令和4年度実績件数 現場調査件数 1,003 件 行政指導建築物件数 16 件 ②建設リサイクル法に基づく届出書の受付、現場調査及び指導を行い、啓発を図る。 令和4年度実績件数 届出件数 2,035 件
	駅周辺地区街づくりによるにぎわいアップ （防災街づくり課） （世田谷街づくり課） （砧街づくり課）	小田急線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり 千歳船橋駅周辺地区、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間を確保する。また、防災性の向上や商業・業務機能の活性化のほか、駅を中心とした街づくりを促進しにぎわいにつなげる。	30,510 （うち砧街づくり課事業分） 30,510	千歳船橋駅周辺、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））を活用し、地区街づくり計画に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。

みどり33推進担当部

令和5年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 世田谷らしいみどりの保全・創出</p> <p>(みどり政策課)</p> <p>(みどり政策課) (公園緑地課)</p>	<p>「世田谷みどり33」実現に向けて、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき区民・事業者と区の協働により、事業を推進する。</p> <p>・「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和6年度～令和9年度の策定</p> <p>・みどりに関するイベントや講習会の開催 区民参加の植樹等、イベントや講習会の実施等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。</p>	<p>千円</p> <p>—</p> <p>20,543</p>	<p>・令和3年度実施のみどりの資源調査結果等を踏まえた次期行動計画の策定</p> <p>・生きものつながる世田谷プランわかりやすい版、生きもの緑化ガイドブックによる生物多様性の普及啓発</p> <p>・まちの生きものしらべの実施</p> <p>・みどりの出前講座の実施</p> <p>・生きもの会議の開催</p> <p>・落ち葉ひろいりレーの実施</p> <p>・庭木の手入れ講習会の開催</p> <p>・カレープロジェクトの開催</p> <p>・せたがやガーデニングフェアの開催</p> <p>・植樹体験</p>

令和5年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	(みどり政策課)	・緑化助成 緑化助成制度により民有地の緑化を促進する。	千円 8,600	・生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面の緑化を助成 ・事業用等駐車場緑化助成 ・緑化助成の更なるPR
	(公園緑地課)	・農業公園の管理運営 都市農地の理解を深めることができるよう農とふれあえる賑わいの創出を進める。	39,681	・農業公園の維持管理、農業体験イベント、野菜づくり講習会、教育団体への食育体験等の実施 喜多見農業公園 瀬田農業公園分園 次大夫堀公園里山農園 仮称桜丘農業公園（暫定利用）
	(みどり政策課) (各街づくり課) (公園緑地課)	・民有地のみどりづくり 都市緑地法に基づく緑化地域制度とみどりの基本条例を併せて運用し、建築行為等に伴う緑化を推進する。 1坪程度の小さなみどりづくり運動を展開し、みどりの街づくりを推進する。	15,636	・緑化地域制度等に基づく緑化の推進及び維持管理状況の巡回確認の実施 ・ひとつぼみどりづくりの周知 ・みどりと花いっぱい協定による区民参加の花づくり・緑化活動を推進

令和5年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>(みどり政策課) (公共・公益施設整備所管課)</p> <p>(みどり政策課) (公園緑地課) (各街づくり課)</p> <p>(みどり政策課) (都市計画課)</p>	<p>・みどりの公共・公益施設づくり みどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進める。</p> <p>・民有地のみどりの保全 (樹木・樹林地の管理支援) 国分寺崖線などにある民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木・樹林地の管理支援や啓発事業に取り組む。</p> <p>・民有地のみどりの保全 (緑地の保全制度の活用) 民有地の緑地を保全するため、都市緑地法、都市計画法に基づく制度の活用を進める。</p>	<p>千円</p> <p>139,060</p>	<p>みどりの公共・公益施設づくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりのカーテン資材配布 ・みどりに関する研修の実施 ・公共公益施設づくりにおける緑化創出の働きかけの推進 <p>・崖線マップの配付などによる国分寺崖線保全の啓発及び理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木制度の運用などによる樹木・樹林地の保全 ・みどりの基本計画に基づく伐採届、樹木の移植助成による樹木の保全 ・樹木樹林地保全ボランティアの活用 ・「名木百選」の区民周知 <p>・市民緑地事業を実施する緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）との連携による市民緑地制度の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地認定制度の活用に向けての周知

令和5年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>(公園緑地課)</p> <p>公共施設等総合管理計画に基づく取組み 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み (公園緑地課)</p>	<p>・公園整備（新設、拡張） 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園配置方針図と公園整備目標量の実現をめざして、計画的に公園緑地を整備する</p> <p>・緑道整備（改修） 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に緑道の改修を推進する。</p>	<p>千円 470,297 (繰越明許費 49,500千円 含む)</p> <p>136,700 (繰越明許費 17,700千円 含む)</p>	<p>公園整備（新設） 4か所 ・玉川野毛町公園拡張工事 ・大蔵運動公園拡張工事 ・成城みつ池北緑地拡張工事 ・喜多見農業公園整備工事 実施設計 2か所 ・玉川野毛町公園拡張事業実施設計 ・仮称桜丘農業公園実施設計(測量含む)</p> <p>緑道整備（改修） 3か所 ・蛇崩川緑道改修工事 (上馬5-1先から上馬5-1先) ・烏山川緑道改修工事 (梅が丘2-8先から4-28先) ・烏山川緑道（万葉の小径）舗装外改修工事 〔繰越事業〕 2か所 ・目黒川緑道改修工事 (池尻4-23先から3-9先) ・呑川緑道舗装改修工事 (深沢1-3先から5-10先)</p>

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	(公園緑地課)	・大規模公園改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に大規模公園の改修を推進する。	千円 315,095	大規模公園改修 2 か所 ・岡本公園第 1 期改修工事 ・羽根木公園第 1 期改修工事 実施設計 1 か所 ・玉川野毛町公園改修実施設計
	(公園緑地課)	・公園・身近な広場改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に公園・身近な広場の改修を推進するとともに、区民の健康増進のため、健康器具の設置を行う。	269,060 (繰越明許費 140,500 千円 含む)	公園・身近な広場改修 1 か所 ・赤羽根公園修工事 〔繰越事業〕 2 か所 ・南公園改修工事 ・用賀二丁目広場改修工事
	(公園緑地課)	施設の調査点検に基づく予防保全型の管理・更新の実施 ・特定施設健全度調査 (定期点検) ・トイレの洋便器化 ・公園灯の LED 化 ・更なる効率化の取組み ・公園緑道での健康増進	73,789	・遊具・がけ等の対象施設の健全度調査に基づく予防保全型の管理を実施 ・公園トイレ便器の洋式化 7 基 ・公園灯の LED 化の取組み 134 個 ・設計方針に基づく設計工事の効率化の検討 ・住民参加による維持管理作業等の実施・普及 ・健康器具設置 10 基

令和5年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	行政経営改革の取組み 公園を活用した税外収入の確保 （公園緑地課） （産業連携交流推進課）	公園や園内施設等を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図る。	千円 —	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な公園での常設施設誘致に関する可能性を検討（玉川野毛町公園での公募実施） ・移動販売車誘致の取組みとして、実施の継続（世田谷公園） ・ネーミングライツの取組みとして実施の継続（世田谷公園ミニSL） ・新たな税外収入の取組みとして実施の継続・2公園（世田谷公園、羽根木公園）

道路・交通計画部

令和5年度主要事務事業

道路・交通計画部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>安全で災害に強いまちづくり 道路ネットワークの計画的な整備 (道路計画課) (道路事業推進課) (各総合支所街づくり課) (工事第一課) (工事第二課)</p>	<p>【都市計画道路用地取得】 ◆用地取得面積 3,195㎡ ①補助第49号線 ②補助第54号線 ③補助第154号線 ④補助第216号線 ⑤補助第217号線 ⑥区画街路第10号線 ⑦区画街路第13号線 ⑧区画街路第14号線 など</p> <p>【主要生活道路用地取得】 ◆用地取得面積 406㎡ ①主要生活道路122号線 ②主要生活道路130号線 ③主要生活道路232号線 など</p>	<p>千円 4,950,602</p> <p>505,254</p>	<p>災害時の延焼遮断や避難路等防災機能による地区防災性向上、安全・快適・円滑な道路交通、にぎわいの核でもある拠点駅における交通結節機能強化や周辺地域の活性化等、都市の最も基礎的な施設として区民の日常生活を支える道路ネットワークを計画的に整備する。</p> <p>地区幹線道路や交通広場等を含む事業中の路線について、区民の理解と協力を得ながら、進行管理を適切に行い、円滑な事業執行に努めるとともに、「せたがや道づくりプラン」に基づき、優先的に整備すべき路線について計画的に事業化を図る。</p>

令和 5 年 度 主 要 事 務 事 業

道路・交通計画部

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業（目標）	5 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>【主要な生活道路築造】</p> <p><築造工事></p> <p style="padding-left: 40px;">延長 約50m 面積 約7,750㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下北沢駅前広場（区画街路第10号線その2） ・ 梅丘通り（交差点改良） <p><仮整備></p> <p style="padding-left: 40px;">面積 約14,377㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要生活道路130号線 ・ 補助第154号線 ・ 補助第54号線 ・ 千歳通り ・ 補助第216号線 外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助第217号線 外 ・ 下北沢駅前広場（区画街路第10号線） ・ 主要生活道路305号線 	<p>千円</p> <p>355,060</p>	<p>「せたがや道づくりプラン」で定めた優先的に整備すべき路線について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的に道路整備を進める。</p>

令和5年度主要事務事業

道路・交通計画部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>【地先道路用地取得】</p> <p>◆用地取得面積 374㎡</p> <p>①奥沢三丁目33番先（奥沢駅前）など</p> <p>【地先道路築造】</p> <p><築造工事></p> <p>延長 約30.2m 面積 約18.5㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡山2-3先 ・八幡山1-24先 <p><仮整備></p> <p>面積 約1,527㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵5-7先 外 ・西部地域地区計画 外 ・北烏山七丁目12番先外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡本2-24 ・桜丘4-18先 ・北烏山7-12～24先 	<p>千円</p> <p>452,755</p> <p>135,267</p>	<p>「地域整備方針」を踏まえて各地区で進める街づくりの中で整備の必要性を検討し、「せたがや道づくりプラン」に基づいて整備対象地区ごとに総合支所が策定する「地先道路整備計画」によって、事業化を図る。</p> <p>事業中の路線については、区民の理解と協力を得ながら、進行管理を適切に行い、円滑な事業執行に努める。</p> <p>「せたがや道づくりプラン」等に基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、道路を効率的に整備する。</p>

令和5年度主要事務事業

道路・交通計画部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 地籍調査事業 (道路管理課)</p>	<p>【地籍調査事業】 令和5年度事業の区域等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多見五丁目第1工区 (約5ha) 閲覧・認証工程 ・若林一丁目第3工区 (約4ha) 閲覧・認証工程 ・赤堤二丁目第2工区 (約4ha) 閲覧・認証工程 ・喜多見五丁目第2工区 (約7ha) 一筆地調査測量工程 ・若林一丁目第4工区 (約5ha) 一筆地調査測量工程 ・赤堤二丁目第3工区 (約5ha) 一筆地調査測量工程 	<p>千円 75,725</p>	<p>世田谷区の地籍調査は、国土調査法等関係法令に基づき、地番区域を単位として、2カ年度の期間で実施する。</p> <p>この事業は、土地一筆毎に土地の所在地番、地目、土地所有者及び土地境界を資料等によって調査し、さらに、現地で土地所有者との立会い確認を踏まえて、土地の境界点及び面積について世田谷区公共基準点等を利用した測量を実施し、その成果を地籍簿及び地籍図にまとめ、都知事の認証後に登記所に送付するものである。</p> <p>登記所では、送付を受けた地籍簿及び地籍図に基づき、土地に関する登記事項を更新し、不動産登記法第14条第1項に規定する地図を備え付ける。</p>

土

木

部

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	安全で災害に強いまちづくり 豪雨対策の推進 (豪雨対策・下水道整備課) (工事第一課) (工事第二課)	(都市型水害対策の推進) ・「世田谷区豪雨対策行動計画 (改定)」に基づく諸施策の実 施 ・グリーンインフラ学校の実施 による啓発、実践者の育成 ・グリーンインフラ施設の対策 量定量化に向けた検討 ・「(仮称)グリーンインフラガ イドライン」の策定 ・雨水浸透施設設置助成 ・雨水タンク設置助成 【公共下水道枝線建設】 ・下水道枝線工事 ・実施設計及び調査委託 ・新たな下水道雨水管整備地域 の検討 【雨水流出抑制による流域対策】 ＜雨水貯留浸透施設整備＞ ・雨水浸透柵設置 約80箇所 ・雨水浸透柵清掃 約180箇所 ・透水性舗装清掃 約5,900㎡	千円 14,819 651,324 159,276 (繰越明許費 129,000千円 を含む)	「世田谷区豪雨対策行動計画」(改定)に 基づき、条例、要綱を踏まえた指導により、 民間施設への雨水貯留浸透施設の設置を促 進するとともに、助成制度を活用し、雨水浸 透施設・雨水タンクの普及を図るなど、区民、 事業者等の理解と協力を得ながら流域対策 を進める。また、区のグリーンインフラの率 先的取組みと、区民、事業者等の取組みを拡 げる施策の指針として「(仮称)グリーンイ ンフラガイドライン」策定に取り組む。 豪雨対策を推進するため、東京都下水道局 と締結した受委託協定等に基づき、下水道雨 水管枝線工事を一部受託整備する。また、下 水道局と連携して、新たな整備地域を検討す る。 道路等への雨水貯留浸透施設の設置を推 進し、適切に維持管理する。また、グリーン インフラの持つ浸透機能・流出量抑制機能を 活かした施設整備により、流域対策を推進し ていく。

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	道路ネットワークの計画的な整備 （工事第一課） （工事第二課）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設整備工事中町5-19～15先外4箇所 【河川・水路整備】 <河川整備> <ul style="list-style-type: none"> ・仙川河床整正 ・谷戸川護岸改修・張出歩道整備 ・野川河川管理用通路補修 【主要な生活道路築造】 <築造工事> <ul style="list-style-type: none"> 延長 約50m 面積 約7,750㎡ ・下北沢駅前広場（世区街10号線その2） ・梅丘通り（交差点改良） <仮整備> <ul style="list-style-type: none"> 面積 約14,377㎡ ・主要130号線 ・補助154号線 ・補助54号線 ・千歳通り ・補助216号線 外 	千円 283,091 （繰越明許費 43,562千円 を含む） 355,060	河川・水路の排水機能を維持・向上させ、洪水時における水害の防止を図るとともに、親水機能の充実を図り、安全で快適な区民生活を確保する。 「せたがや道づくりプラン」で定めた優先的に整備すべき路線について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的に道路整備を進める。

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助217号線 外 ・下北沢駅前広場（世区街10号線） ・主要305号線 <p>【地先道路築造】</p> <p><築造工事></p> <p style="padding-left: 20px;">延長 約30.2m 面積 約18.5㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡山2-3先 ・八幡山1-24先 <p><仮整備></p> <p style="padding-left: 20px;">面積 約1,527㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵5-7先 外 ・西部地域地区計画 外 ・北烏山七丁目12番先外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡本2-24 ・桜丘4-18先 ・北烏山7-12～24先 	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">135,267</p>	<p>「せたがや道づくりプラン」等に基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、道路を効率的に整備する。</p>

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>水防対策 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課）</p> <p>歩きやすい道路環境の整備 （工事第一課） （工事第二課）</p>	<p>【水防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土のう備蓄数の強化 ・土のうステーションの増設 90基（令和5年度当初） →100基 外 <p>【歩道整備】</p> <p><築造工事></p> <p style="text-align: right;">延長 約506m 面積 約6,641㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅丘通り（その1） （代沢4-37~34先） ・補助215（その2） （八幡山1-3~1先） ・希望丘通り （船橋7-3~6-1）外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代沢4-37~34先（その3） ・希望丘通り （船橋6-25~7-4） 	<p>千円 26,281 （繰越明許費 2,068千円 を含む）</p> <p>253,500 （繰越明許費 102,960千円 を含む）</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う浸水被害を念頭に、土のう備蓄数の増強、土のうステーションの増設等を行っていく。</p> <p>だれもが安心して歩ける歩行者空間を確保するため、歩車道の分離を進め、安全で快適な歩道の整備（新設・改良）を推進する。</p>

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 行政経営改革の取組み 区施設等のエネルギー使用量の削減 (工事第一課)</p>	<p>【街路灯LED化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 349灯（大型水銀灯） ・ 1711灯（蛍光灯） ・ 二子玉川公園トンネル照明器具更新工事 	<p>千円 460,684 (繰越明許費 85,540千円 を含む)</p>	<p>街路灯による消費電力の削減を図るため、耐用年数を迎えた大型水銀灯、蛍光灯の灯具更新にあわせて、LED化を進める。</p>

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画分野別政策に基づく取組み 無電柱化の推進 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課）	【無電柱化整備】 <整備工事> ・千歳通り ・主122号線（六所神社前通り I 期）（繰明） <支障埋設物移設> ・千歳通り ・主122号線（六所神社前通り I 期） ・世田谷区役所通り <事業委託による整備> ・世田谷区役所通り <引込管等整備工事> ・下北沢駅前広場（世区街10号線） <測量、設計等> ・主305号線（大道北西通り） ・鞍橋通り ・奥沢駅前 ・成城学園駅前北口	千円 741,973 （繰越明許費 122,100千円 を含む）	「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画（令和元年度～令和5年度）」に基づき、電線共同溝の整備による無電柱化を推進する。

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり (工事第一課)	<p>【上部利用計画等施設整備】</p> <p><駅前広場整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場（世区街10号線）（その2） <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場（世区街10号線） <p>【京王線関連】</p> <p><側道築造工事></p> <p style="padding-left: 40px;">延長 約260m 面積 約2,040㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付替道路H（上北沢4） 外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・付替道路F（松原3） 外 	<p>千円</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(道路・交通 計画部から 執行委任)</p>	<p>小田急線上部利用計画区域内において、駅前広場、上部通路等の公共施設を一体的に整備する。また、小田急線の連続立体交差事業により、交差道路を整備する。</p> <p>京王線の連続立体交差事業に伴い、側道を整備する。</p>

令和5年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共施設等総合管理計画に基づく取組み 舗装更新計画に基づく取組み （工事第一課） （工事第二課）	【路面改良】 <路面改良工事（暫分解除）> 面積 約43,159㎡ ・桜丘5-28先 ・梅丘2-26～23先外2か所 ・上祖師谷3-15～10先 ・瀬田2-17-7 外 <路面改良工事（暫分解消）> 面積 約2,010㎡ ・松原2-9～3-1先 外 <測量、設計等> ・経堂4-39～42先 世田谷管内外12箇所 ・羽根木1-25～16先 北沢管内外5箇所 ・給田1-3～2先 烏山管内外4箇所 ・等々力7-9～8先 玉川管内外7箇所 ・成城9-3～12先 砧管内外5箇所 <その他> ・三茶パティオELV改修工事	千円 1,790,665 （繰越明許費 376,614千円 を含む）	区道の舗装について、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型管理への転換などに取組み、計画的かつ効率的な維持更新を進める。

